



まもる

第1号
2021.11

発行元

松江市権利擁護推進センター
TEL 0852-27-8389 FAX 0852-67-1330
メール mamoru@shakyou-matsue.jp
〒690-0852 松江市千鳥町70番地
松江市総合福祉センター3階

松江市権利擁護推進センターがオープンしました！



上定松江市長と松浦松江市社会福祉協議会会長による除幕式が行われました。

松江市権利擁護推進センターが生まれた経緯

判断能力が低下した方の権利と暮らしをまもる成年後見制度が生まれてから20年が経ちました。日本国内の認知症高齢者数は推計で600万人を超え、知的障がい者は109万人、精神障がい者は419万人となっています。一方で、成年後見制度の利用者数はわずか23万人程度にとどまっており、この制度が十分に活用されているとはいいがたい現実があります。

そこで、松江市では、誰もが権利擁護に関する悩みを相談でき、また、必要なときに成年後見制度を適切に利用できるように支援する機関を設置することとなりました。そして、松江市社会福祉協議会が運営を受託するかたちで、令和3年7月1日、松江市総合福祉センター内に「松江市権利擁護推進センター」が開設されました。

松江市権利擁護推進センターでは、成年後見制度が市民のみなさんにとってより身近でより使いやすいものとなることを目指し、日々の業務を行っております。成年後見制度に関することはもちろん、権利擁護に関するご相談を広く承ります。お気軽にご相談ください。

センター長よりごあいさつ

松江市権利擁護推進センター長 金森 志野

当センターには成年後見制度利用促進のための「中核機関」としての役割があります。「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核」となれるようにその役割を担っていきたくと考えています。そして、権利擁護を必要とするご本人様の意思決定を大切にし、その人らしい人生を歩んでいただけるようなサポートをしていきたいと思っております。

松江市権利擁護推進センターの業務について

松江市権利擁護推進センターでは、主な業務として成年後見制度の利用促進に関する業務を行っています。

① 広報・啓発業務

市民のみならず、法律・福祉等の専門職や関係機関などに向けて、成年後見制度の利用促進が図られるように啓発と情報提供を行います。

② 利用促進

受任者の調整(マッチング)

ご本人のお気持ちや状況にあわせて適切な成年後見人等が選ばれるよう、受任者の調整を行います。

担い手の育成

成年後見制度の新たな担い手として期待されている市民後見人を育成し、成年後見制度の受け皿の拡充に努めます。

③ 相談業務

成年後見制度に関することをはじめ、権利擁護に関するご相談を広く受けつけます。

④ 後見人支援業務

ご本人に対する適切な支援が行われるように、成年後見人等を含めた支援チームに対して助言を行います。

⑤ 後見人等の不正の防止

後見人等の支援を通じた不正の未然防止・早期把握につとめます。



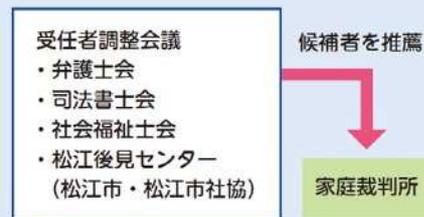
ポイント!

受任者調整のしくみについて

適切な成年後見人等の候補者を決定するため、松江市権利擁護推進センターでは受任者調整会議を開催します。

この会議には弁護士会等の各専門職団体に所属する委員が参加し、権利擁護推進センターの調査結果等に基づいて制度利用を必要とする方の状況に応じた適切な後見人等候補者(受任者)が選出されるよう調整を行います。

● 受任者調整(受任者調整会議の開催)



令和3年6月～10月の受任者調整状況は右表のとおりです。

※令和3年6月分は、松江市権利擁護推進センター開設前のプレ会議での調整実績です。

申立て種別	対象者分類				合計
	認知症	知的障がい	精神障がい	その他	
市長申立てのケース	6	4	2		12
親族申立てのケース	3	2			5
本人申立てのケース			1		1
合計	9	6	3	0	18

松江市権利擁護推進センターでは、地域の権利擁護を推進するうえで欠かせない次の事業に関するご相談も受けたり、各事業への橋渡しを行います。

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方々が地域で自立した生活を送ることを手助けするため、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行います。

高齢者あんしんサポート事業

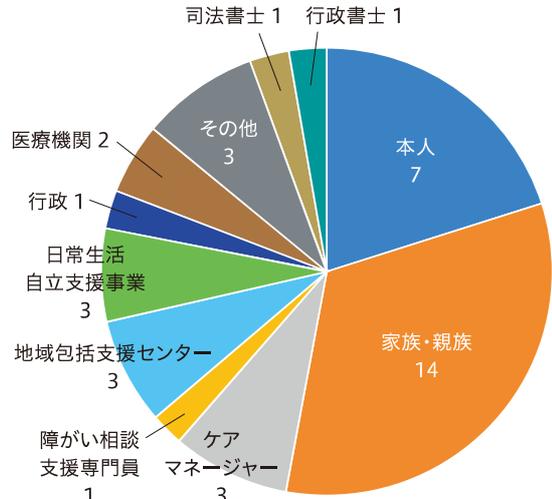
身寄りのない高齢者を対象に、あらかじめ預託金を預け入れていただくことにより、日ごらの見守り、入院などの緊急時の手助け、入院時の費用の支払い、亡くなった後のことなどをお手伝いします。

令和3年7月～10月度の相談実績

① 相談経路（実数）

	新規			新規
	一般	関係機関	後見人等	
訪問		5	1	
来所	11	1		
電話	10	10	1	
計	21	16	2	合計 39

② 新規相談（39件）の経路内訳



③ 相談内容（重複あり）

相談内容		一般	関係機関	後見人
後見制度に関すること	成年後見申立て支援	2	5	1
	成年後見制度の相談	11	5	
	親族後見について	1		
	任意後見について	2		
	診断書・鑑定書	1		
後見業務に関すること	家庭裁判所への業務報告・手続き	1		
	財産管理			1
	身上保護			1
	後見人の交代・辞任	1		
権利擁護に関すること	不正・苦情	1		
	日常生活自立支援事業	1	6	
	高齢者あんしんサポート事業	1		
	金銭管理	1	3	
	判断能力	2	1	
	相続・遺言	2	1	
	虐待・権利侵害	1	1	1
	債務・浪費	1		
	住居	1		
	入院・医療	1		
その他	3			
合計	34	22	4	

まとめ

関係機関の方からは日常生活自立支援事業の新規相談が、また、「社協だより」をご覧になった一般市民の方からは成年後見制度に関するご相談が多く寄せられました。



今後の課題について

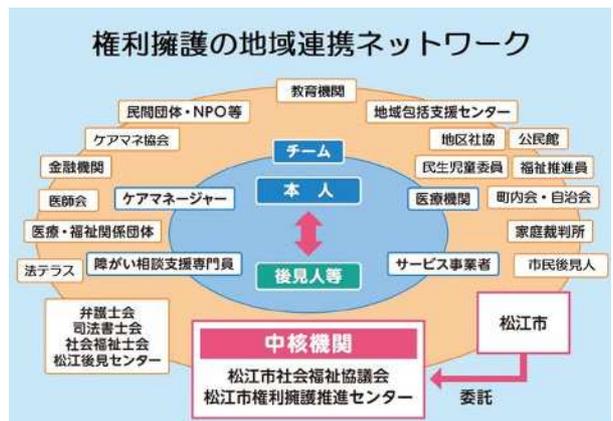
松江市権利擁護推進センターのオープンから5カ月が経ち、ご相談件数も少しずつ増えています。今後は、多くの方に当センターについて知っていただけるよう、広報活動に力を入れていきたいと考えています。

権利擁護の支援が必要な人を早期に発見するために

松江市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下したことにより権利擁護の支援を必要とする人を早期に発見し、地域全体で見守るためのしくみづくりを進めています。

このしくみを権利擁護支援の地域連携ネットワークと呼び、行政・司法・医療・福祉・地域等の関係機関によって構成されています。

松江市権利擁護推進センターは、このネットワークの機能を調整する中核機関として、支援の必要な人を発見し、適切な支援につなぐ役割を担っています。



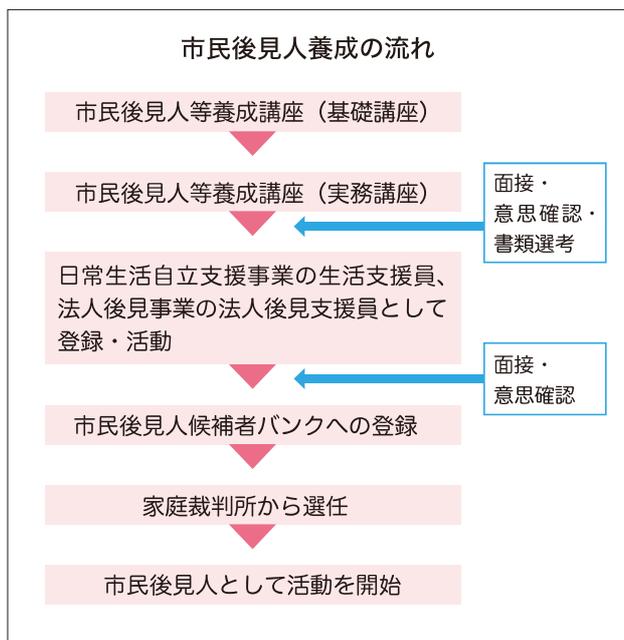
令和3年度松江市市民後見人等養成講座【実務講座】を開講しました！

8月28日(土)から9月25日(土)までの全5日間の日程で、令和3年度松江市市民後見人等養成講座の実務講座を開講しました。

今年度の実務講座は、基礎講座の修了者など13人が受講し、座学と実習を通じて市民後見人を目指すうえで必須の知識を学びました。



グループワークの様子



初めての市民後見シンポジウムを開催しました！



9月25日(土)、総合福祉センターを会場として、「市民後見活動を知り、地域の権利擁護について考えよう！」をテーマに掲げ、初めての「松江市市民後見人シンポジウム」を開催しました。

松江市では現在4名の市民の方が市民後見人に選任され、地域に根差した市民後見活動を展開しています。

シンポジウム当日は、竹内俊一先生(岡山ネット懇代表、岡山県弁護士会所属弁護士)による「地域における権利擁護の支援のあり方」と題する基調講演に続いて、現役市民後見人3名が個性豊かな活動報告発表を行いました。

市民後見人等養成講座の受講生の声をご紹介します！

Iさん 一般市民の中には、契約や手続きごとは得意だが福祉経験はなく、市民後見人を引き受けるのは難しいと考える人もいます。得手不得手を問わず、一般市民が多様な経歴を生かして支援に参加できるようにしていくことが大切だと思いました。

Mさん 市民後見人に期待されていることとは、利用者と同じ市民感覚の身上保護だと思います。認知症になっても、障がいがあっても、嫌なものは嫌なのです。「嫌だ」ということをうまく表現できないだけであることを理解し、「私なら、どうかな？」と、一番に考えていきたいです。

編集後記

松江市権利擁護推進センターの機関紙「まもる」第1号を無事世に送り出すことができ、ホッとしています。センター開所から早5か月、当初手探り状態だった業務もようやく軌道に乗ってきたように思います。当センターと機関紙「まもる」をどうぞよろしくお願いたします。(中村)